

令和2年7月豪雨災害における被災した住宅の 応急修理について

大規模半壊、半壊または準半壊の被害を受けた住宅で、そのままでは住むことができない状態の住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、市が一定の範囲内で応急的な修理を支援します。また、住宅の応急修理を利用される方は、別途10万円の支援金を交付いたします。

■支援内容

被害の程度	大規模半壊・半壊の場合	準半壊の場合
対象者	・災害のため「大規模な補修（大規模半壊）」を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した方 ・災害のための住家が「半壊」し、自らの資力では応急修理をすることができない方	・災害のため住家が半壊に準ずる程度の損傷（以下、「準半壊」という。）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない方
費用の限度額 （1世帯当たり）	595,000円（上限）	300,000円（上限）
応急修理の対象工事	居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分	
支援金	一律10万円	

※既に工事費用の支払いが完了している方は市へご相談ください。
※限度額を超えた部分は、被災された方の自己負担となります。

■必要書類

- (1) 住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- (2) リ災証明書の写し
- (3) 施工前の被害状況が分かる写真
- (4) 修理見積書（様式第3号）
- (5) 修理見積内訳書（様式第3号（別紙））
- (6) 資力に関する申出書（様式第2号）
- (7) 支援金申請書

◆問合せ先

大牟田市役所都市整備部 建築住宅課(企業局4階)
TEL: 0944-41-2787

